

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2014 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

憲法の専門論文試験では、これまで、憲法の基本判例についての理解が十分になされているかを問うための出題を行ってきた。今回は、オウム真理教解散命令事件最高裁判決（最一判平成8年1月30日民集50巻1号99頁）を素材とした。

〔設問1〕では、本問が信教の自由に関わる事案であることを前提に、その保護範囲に関する教科書的な基本知識を問うた。〔設問2〕では、憲法訴訟の重要論点である第三者の憲法上の権利主張の適格についての基本理解を問うた。付随的違憲審査性と関連づけて解答することがここでは求められた。

〔設問3〕では、まず、本事案において、Yの信者（第三者）の憲法上の権利（信教の自由）の主張適格がYに認められるべきことを論ずる必要がある。その上で、解散命令に伴う清算手続により、信者が宗教上の行為を継続するのに重大な支障が生ずること旨を指摘し、解散命令の違憲を主張することが求められた。〔設問4〕では、問題文末尾の「解散命令の制度自体には、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に介入する意図は存在しない」との記述に着目し、解散命令は信者の宗教上の行為を禁止・制限する法的効果を伴わないと論じたり、信者の宗教上の行為に何らかの支障が生ずるとしても、事実上のものにとどまる旨を論じることによって、解散命令の合憲を主張することが求められた。

2. 採点実感

〔設問1〕で問われたのは、初級者レベルの教科書のほとんどに掲載されているような基本知識であったが、正解者はさほど多くはなかった。〔設問2〕の正解者はごく一部にとどまり、他の者は出題の意図自体が理解できていないようだった。統治機構分野の学習が疎かであることを採点者に実感させた。〔設問3〕については、第三者の憲法上の権利主張の適格の論点を除けば、上手に論ずることができた答案も少なくなかった。〔設問4〕は、問題文の最終文を拾うことなく論じ

ている答案が散見され、出題者の意図との乖離が見受けられた。

3. 学習方法

各人権において保障されている具体的内容と制限の具体的な態様については、単に理解し記憶するだけにとどまらず、他者に説明できるようにしておくことが重要である。また基本判例についても、判旨のみならず、必ず事案にも十分注意を払って学習し、各論点との関連づけながら、裁判所の立場を説明できるようにしておくことが望まれる。加えて、統治機構の学習も疎かにすることなく、基本論点については、最低限、自分なりの言葉で他者に説明できるようになっておくが求められる。